

ふれあいいきいきサロン事業（鈴鹿市地域介護予防活動支援事業）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域住民、ボランティア等が活動主体となり、地域の65歳以上の高齢者及び地域住民の交流、自主活動の推進及び充実並びに住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように世代間の交流、助け合い及び支え合いの輪を広め、誰もが住みよいまちづくりを推進することを目的に鈴鹿市地域介護予防活動支援事業（以下「本事業」という。）の団体登録ならびに予算内において助成金の交付を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

（団体登録の条件）

第2条 本事業への団体登録を希望する団体は、次の各号に掲げるすべての条件に当てはまらなければならない。

- (1) 鈴鹿市内において、自主的活動を行う任意の団体であること。
- (2) 継続的かつ計画的に活動を行うこと。
- (3) 介護予防を取り入れたサロン活動等を行うことを目的としていること。
- (4) 営利、特定の政党及び政治団体に関する活動及び宗教活動を目的としないこと。
- (5) 特定の個人や会員のみ利益が生じない団体であること。
- (6) その他鈴鹿市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認める条件に当てはまること。

（団体登録の対象となる活動内容等）

第3条 本事業への団体登録の対象となる活動内容は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 参加者は、鈴鹿市に居住する者で、半数以上が65歳以上であること。
- (2) 1回当たり5名以上の参加者がいること。
- (3) 介護予防の要素を取り入れた計画的な活動であること。
- (4) 要介護者、要支援者及びサービス事業対象者（基本チェックリストにより、サービス事業の利用が必要と認められる者）等誰もが参加できる活動内容であること。
- (5) 世代間交流、助け合い、支え合いの輪を広めることが盛り込まれていること。
- (6) 地域に広報し、活動を住民に周知すること。
- (7) その他会長が認めた活動であること。

2 団体登録対象となる活動回数等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 原則月1回以上、1年度当たり少なくとも10か月以上開催すること。但し、年度途中で申請する場合は申請月より月1回以上開催すること。
- (2) 1回当たりの開催時間は、1時間以上であること。
- (3) 大規模自然災害や新たな感染症等の社会情勢を踏まえた理由により、同項第1号、第2号の条件を満たさない時は、この限りではない。

（団体登録の申請）

第4条 本事業への団体登録を希望する団体は、「ふれあいいきいきサロン登録申請書（様式5-1）」を会長に提出するものとする。尚、助成金を申請する団体については助成金の申請によって団体登録を申請したものとみなす。

（団体登録の抹消）

第5条 会長は、登録した団体が、次の各号のいずれかに該当する場合に、団体の登録を抹消すること

ができるものとする。

- (1) 第2条及び第3条に規定する要件を満たさなくなった場合。
- (2) 本来のサロン活動・地域福祉活動の目的から逸脱した活動、或いは公共の福祉に反する活動があると認められる場合、又はそのおそれがある場合。

(助成金額)

第6条 会長は、本事業では助成金の交付を希望する団体に対し、次のとおり助成する。

- (1) 助成金額は、1団体につき、月3,000円を基本とし、複数回開催するサロンについては、2回目以降1回につき1,000円加算する。(上限6,000円)
- (2) 第3条1項7号の場合、その経費の認める金額を助成する。
- (3) 事務費として年間5,000円を交付する。尚、年度途中の申請で6ヶ月未満の活動となる場合は年間の事務費の半額にあたる2,500円を交付する。

(助成対象経費)

第7条 助成の対象となる経費は、活動に必要なと認められる次の各号に掲げるものとし、助成金額の算定にあたっては、参加費等自己負担額を控除して、決定する。

- (1) 行事、会議等の会場使用料
- (2) 消耗品費、原材料費
- (3) ボランティア活動保険料、行事保険料
- (4) 外部講師等謝礼
- (5) 旅費、交通費
- (6) 印刷製本費、通信運搬費
- (7) その他

(助成の申請)

第8条 助成を希望する団体は、「ふれあいいきいきサロン事業（鈴鹿市地域介護予防活動支援事業）助成申請書（様式1-1）」、「ふれあいいきいきサロン事業（鈴鹿市地域介護予防活動支援事業）計画書・活動予定表（様式1-2）」を会長に提出するものとする。

(助成の決定)

第9条 会長は、前条の申請を受理したときは、速やかに申請内容を審査、決定し、助成の可否及び助成額等を「ふれあいいきいきサロン事業（鈴鹿市地域介護予防活動支援事業）助成決定通知書（様式2-1）」（以下「助成決定通知書（様式2-1）」という。）又は「ふれあいいきいきサロン事業（鈴鹿市地域介護予防活動支援事業）助成却下通知書（様式2-2）」により、申請者に通知する。

(助成金の請求)

第10条 前条の助成の決定を受けた団体は、「ふれあいいきいきサロン事業（鈴鹿市地域介護予防活動支援事業）助成金請求書（様式3）」により、助成金を請求するものとする。

(助成金の支払い)

第11条 会長は、助成金の請求を受けてから、30日以内に助成金を支払うものとする。

(実績報告)

第12条 団体登録ならびに助成を受けた団体は、事業完了後、次のとおり実績を報告しなければならない

い。

- (1) 助成を受けていない団体は「ふれあいいいききサロン（鈴鹿市地域介護予防活動支援事業）実績報告書（様式5-2）」「ふれあいいいききサロン（鈴鹿市地域介護予防活動支援事業）参加者名簿（様式5-3）」を事業終了後すみやかに会長に提出しなければならない。
- (2) 助成を受けた団体は「ふれあいいいききサロン事業（鈴鹿市地域介護予防活動支援事業）実績報告書（様式4-1）」（以下「実施報告書（様式4-1）」という。）、「ふれあいいいきききサロン事業（鈴鹿市地域介護予防活動支援事業）活動報告書（月別）（様式4-2）」「参加者名簿（様式4-3）」を事業完了後すみやかに期日までに、会長に提出しなければならない。

（助成金額の精算）

第13条 会長は、実績報告の際、助成決定通知書（様式2-1）と実施報告書（様式4-1）に記載された助成対象経費に差額がある場合、期間を定め、現金による助成金の返還を求めることができる。この場合、領収書を発行することにより、精算し、助成金額を整合するものとする。

（助成金の返還）

第14条 助成を受けた団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長が指定する期間内に助成金の一部又は全額を返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請が判明したとき。
- (2) 第2条及び第3条の要件を満たさなかったとき。
- (3) 助成金を目的外に使用したとき。
- (4) 事業完了後、余剰金が生じたとき。
- (5) その他本要綱の規定に違反したとき。
- (6) 実施回数が助成金申請時の年間計画を下回るとき。

（社会福祉センター等の利用）

第15条 本事業へ登録した団体は、次の各号に掲げる施設等は無償で利用できるものとする。

- (1) 鈴鹿市社会福祉センター会議室等
- (2) 福祉バス（年1回に限る）
- (3) サロン貸出機材

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年2月17日から施行する。

この要綱は、令和3年1月5日から施行する。

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。